

# 1.加入について

## Q1 信用金庫に勤めたときは、必ず信用金庫年金に加入するのですか。

A1

信用金庫年金に加入している事業所に採用され、厚生年金の被保険者となったときは、自動的に信用金庫年金の加入員になります。

加入員の資格は厚生年金保険法により「基金が設立されている事業所に使用されることになった場合、厚生年金被保険者の資格を取得すると同時に基金加入員の資格を取得する」と定められています。

# 1. 加入について

## Q2 信用金庫年金に加入している、iDeCo(個人型確定拠出年金)に加入することはできますか。

A2

信用金庫年金に加入している、65歳未満であれば個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入することができます。ただし、次のとおり、個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金の拠出限度額等が異なります。

(以下、個人型確定拠出年金は「iDeCo」、企業型確定拠出年金は「企業型DC」と称します)

### 企業型DC加入者の方もiDeCoを利用しやすくなりました(令和4年10月から)

- 以下の①②が要件です。
  - ①掛金(企業型DCの事業主掛金・iDeCo)が毎月拠出であること
  - ②企業型DCのマッチング拠出(加入者掛金拠出)を利用していないこと

|           | 企業型DCと確定給付型 <sup>※</sup> の他制度 <sup>※</sup> に加入する場合 | 確定給付型 <sup>※</sup> のみに加入する場合 |
|-----------|--|------------------------------|
| iDeCoの掛金額 | 月額2.75万円-各月の企業型DCの事業主掛金額<br>※iDeCoの拠出限度額の上限は1.2万円  | iDeCoの拠出限度額の上限は1.2万円         |

※確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金

### iDeCoの拠出限度額が変わります(確定給付型に加入する場合)(令和6年12月から)

- 確定給付型<sup>※</sup>の他制度に加入する場合のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額<sup>※</sup>と合算して5.5万円を超えることはできません。

※信用金庫年金の掛金相当額

基礎加算事業所:6,000円、第1加算事業所:16,000円、第2加算事業所:25,000円(65歳以上の加入員は0円)

令和6年12月より前に見直しが行われる場合もあります。

|           | 企業型DCと確定給付型 <sup>※</sup> の他制度 <sup>※</sup> に加入する場合        |
|-----------|---|
| iDeCoの掛金額 | 月額5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額)<br>※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円 |